

一般社団法人日本パラフェンシング協会
強化スタッフ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために委任する強化スタッフとして強化活動を行うにあたり、強化スタッフの任命とその選出基準および受益・義務等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 強化スタッフは、当協会が定款に定める目的を達成するために、当協会の強化選手が強化活動を円滑に実施し、その指導・支援を行うことで、競技力向上をもって競技を普及することを設置目的とする。

(監督の設置)

第3条 強化部に日本代表チーム監督（以下「監督」という）を設置する。

(監督以外の強化スタッフの設置)

第4条 監督以外の強化スタッフは、強化委員会の決議によって選任し、当協会理事会の決議によって決定・承認される。その資格要件は別途定める「強化スタッフに関する細則」のとおりとする。

- 2 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）の専任スタッフは別に決定し、JPCにて選任される。
- 3 強化スタッフは、当法人の社員でなくても、強化部の推薦により前二項の手続きをもって就任できる。

(任期)

第5条 強化スタッフの任期は、原則として就任日より2年とし、強化委員会委員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げないが、10年を最長とする。

(選任取り消し)

第6条 強化スタッフは、次の理由により、理事会において選任を取り消すことができる。

- (1) 強化スタッフに医学的問題が生じた場合。
- (2) 強化指定スタッフが第7条に定める遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 強化指定スタッフから辞任届が提出された場合。
- (4) 上記以外の理由により、強化スタッフとしての活動維持が困難であると判断した場合。

(遵守事項)

第7条 強化スタッフは下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書の署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加
- (3) 強化合宿以外の強化選手への指導・支援報告
- (4) 健康診断書の提出および医学的状況変化の報告

- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 他国籍の選手から指導要望があった場合の報告
- (7) 当協会が派遣する国際大会、強化合宿、および各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (8) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (9) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (10) メディア媒体などに関する以下の事項。ただし、強化スタッフが個人の SNS で発信する場合はこの限りでない。
 - ① 当協会の求めによるメディア媒体の種類を問わず取材への対応と広告への露出
 - ② 使用する競技用ユニフォームもしくは用具に対して公認された社名、商標、社章以外の広告物の掲示禁止
 - ③ 当協会の求めによる講習会、講演会への出演
 - ④ 当協会の求めによる映画、演劇、放送、雑誌、新聞などの座談会への出演
- (11) 第三者とマネジメント契約を締結した時の速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

（活動・受益）

- 第8条 強化スタッフは、強化部長が必要に応じて招集する当協会主催の合宿・大会・会議等において、その活動を行う。なお、会議を含む可能な範囲の活動はオンライン形式での開催・参加を認める。
- 2 当協会は、強化スタッフの活動に対し、当協会謝金規程・旅費規程および助成金の定める範囲により、各役職・活動に応じた謝金・旅費等を支払うことができる。ただし、その金額等は理事会により決定し、任命・招集の際に通知する。
 - 3 強化スタッフは、当協会が指定するユニフォームを着用しなければならない。

（守秘義務・個人情報保護）

- 第9条 強化スタッフに強化関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。
- 2 日本代表スタッフの個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。日本代表スタッフの氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、現役当時および指導選手の戦績、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。
 - 3 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、国際車いす・切断者スポーツ連盟(IWAS)、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。
 - 4 当協会は、第 2 項および第 3 項以外の目的で強化スタッフの個人情報を当該強化スタッフの事前承諾なしに第三者に開示してはならない。

(不服申し立て)

第 10 条 強化スタッフに処分が決定されてその通知を受けた処分対象者がその決定に不服である場合、その決定を written で受領してから 14 営業日以内に written で当協会倫理委員会の通報窓口宛に通告する当協会は不服申し立てを written で受領してから 10 営業日のうちに倫理委員会を開催し、懲戒委員会と共同で事案を審議し、決定した対応を速やかに written で不服申立者に回答しなければならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。